

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年3月27日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「1 2019年度〇〇市立〇〇中学校で勤務した非常勤講師〇〇〇〇氏（規範意識担当）の辞令、任用条件書等、採用日の分かる文書。（以下「本件開示請求1」という。） 2 奈良地方裁判所令和2年（行ウ）第40号損害賠償等請求事件、原告〇〇〇〇（開示請求人）、被告奈良県で、原告にパワハラ等の違法・不当行為を行ったとして奈良県に損害賠償等を求める民事訴訟の当事者である〇〇市立〇〇中学校〇〇〇〇校長に対し奈良県教育委員会が事実確認・聴取等した記録全て。（以下「本件開示請求2」という。）」の開示請求（以下「本件開示請求1」及び「本件開示請求2」を総称して「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年4月12日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 奈良県〇〇市〇〇中学非常勤講師（規範意識向上）に係る辞令書の控え（任用期間：令和2年3月24日まで）（以下「本件非常勤講師に係る辞令書の控え」という。）
- イ 市町村立学校非常勤講師取扱要綱（平成30年4月1日施行）

（2）開示しない部分

- ア 個人の辞令年月日
- イ 奈良地方裁判所令和2年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件、原告〇〇〇〇（開示請求人）、被告奈良県で、原告にパワハラ等の違法・不当行為を行ったとして奈良県に損害賠償等を求める民事訴訟の当事者である〇〇市立〇〇中学校〇〇〇〇校長に対し奈良県教育委員会が事実確認・聴取等した記録全て。

（3）開示しない理由

- ア 条例第7条第2号に該当

(理由) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
イ 条例第10条に該当

(理由) 本件開示請求は、訴訟の事件番号及び特定の個人の名を挙げてしたものであることから、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、条例第7条第2号の規定による「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を開示することとなるため

3 審査請求

審査請求人は、令和3年4月18日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、全部開示を求める審査請求を行った。

4 諮問

令和3年6月10日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求通り開示せよとの審査を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

地方公務員たる奈良県教育委員会採用非常勤講師は公共性が高く、同じ奈良県教委採用教諭等の異動は、その日付も含め新聞、Web上で公開される。これが本来の情報開示の形である。然るに、奈良県教委は当該文書の辞令年月日を非公開とした。これは著しく合理性を欠き、不当である。

また、当該決定は、憲法が保障する国民・奈良県民の知る権利を著しく阻害している。地方公務員という公共性の高い職務に関する文書であるので、個人情報保護より優先して当然に開示すべきである。

更に、本審査請求は当該処分をした奈良県教委が審査するのではなく、公平・公正が担保される外部機関が審査すべきである。当該決定をした奈良県教委が審査するのは、泥棒が自らの犯罪を調べるが如く公平・公正・適法を欠く。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 処分の理由

(1) 本件開示請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書の「審査請求の趣旨及び理由」において、「当該行政文書不開示決定は、著しく不当で、直ちに全部開示せよ。」と記載した上で、「地

方公務員たる奈良県教育委員会採用非常勤講師は公共性が高く、同じ奈良県教委採用教諭等の異動は、その日付も含め新聞、Web上で公開される。これが本来の情報開示の形である。然るに、奈良県教委は当該文書の辞令年月日を非開示とした。これは著しく合理性を欠き、不当である。また、当該決定は、憲法が保障する国民・奈良県民の知る権利を著しく阻害している。地方公務員という公共性の高い職務に関する文書であるので、個人情報保護より優先して当然に開示すべきである。更に、本審査請求は当該処分をした奈良県教委が審査するのではなく、公平・公正が担保される外部機関が審査すべきである。当該決定をした奈良県教委が審査するのは、泥棒が自らの犯罪を調べるが如く公平・公正・適法を欠く。」と記載している。

以上のことから、実施機関は本件審査請求の趣旨を、本件不開示情報である個人の辞令年月日及び「奈良地方裁判所令和2年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件、原告〇〇〇〇（開示請求人）、被告奈良県で、原告にパワハラ等の違法・不当行為を行ったとして奈良県に損害賠償等を求める民事訴訟の当事者である〇〇市立〇〇中学校〇〇〇〇校長に対し奈良県教育委員会が事実確認・聴取等した記録全て。」の開示を求めているものと解した。

（2）不開示の理由について

ア 条例第7条第2号の該当性について

本件決定では、個人の辞令年月日を条例第7条第2号に該当するため不開示としている。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

個人の辞令年月日は、〇〇市立〇〇中学校において規律意識を担当する非常勤講師（以下「本件非常勤講師」という。）の辞令の年月日であり、これを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

本件非常勤講師の辞令年月日は、実施機関において公にする慣行はなく、公にすることを義務付ける法令等の規定もないことから同号ただし書アに掲げる情報には該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

また、同号ただし書ウのうち「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が地方公共団体の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。辞令年月日は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する

情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに掲げる情報には該当しない。

以上のことから、個人の辞令年月日は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 存否応答拒否について

本件開示請求2は、〇〇中学校校長（以下、単に「校長」という。）及び審査請求人本人を名指ししたうえで、校長が審査請求人に対しパワハラ等の不当違法行為を行ったか否かについて事実確認・聴取等調査が行われたことを前提として、実施機関が保有する当該案件に係る全ての文書の開示を求めたものである。

(ア) 条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

なお、条例第5条に定める開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求の理由や利用目的を問わないものであるから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、個々の情報が条例第7条に規定する不開示情報に当たるか否かの判断に影響するものではない。

(イ) 条例第7条第2号について

本件開示請求2に対応する行政文書（以下「本件対象文書」という。）の存否（以下「本件存否情報」という。）は、校長が審査請求人に対しパワハラ等の不当違法行為を行ったかの事実確認・聴取等が実施されたか否かという個人に関する情報であって、個人を識別することができる情報であることから、本件存否情報は、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものと解されていることから、公務員の職務の遂行に係る情報であると認められる。

しかし、本件開示請求2について、不開示決定を行えば、本件対象文書を実施機関が作成または取得したことが明らかとなり、不存在による不開示決定を行えば、本件対象文書を実施機関が作成または取得していないことを答えることになる。その結果、校長が審査請求人に対しパワハラ等の不当行為又は違法行為を行ったかを確認する調査が実施されたか否かが明らかになり、本件に関する文書を開示したことと同様の効果が生じることとなる。

本件対象文書の存否を答えることにより校長が審査請求人に対しパワハラ等の不当行為又は違法行為を行ったかを確認する調査が実施されたか否かという情報が明らかになると、校長については、審査請求人に対するパワハラ等の不当違法行為に係る疑義が生じたか否かという、校長の名誉や信用に直接関わる個人のプライバシーの保護の必要性が認められる情報が明らかとなる。また、審査請求人が校長からパワハラ等を受けたという疑義が生じたか否かという、審査請求人個

人のプライバシーを保護する必要性が認められる情報も明らかとなる。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより、校長及び審査請求人の権利利益が害されることとなるため、本件存否情報は同号ただし書ウに該当しない。

また、実施機関において、本件存否情報を公にする慣行はなく、公にすることが予定される情報でもないことから、同号ただし書アにも該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

(ウ) まとめ

以上のことから、本件存否情報を明らかにするだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条により不開示決定を行ったものである。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書及び本件対象文書の性質について

(1) 本件開示請求1について、実施機関では、職員の人事異動が行われた際に異動内容を記載した辞令書を交付している。

本件非常勤講師に係る辞令書の控えは、辞令発令年月日とともに実施機関の職員の氏名等が記載されている。

(2) 本件開示請求2は、校長がパワーハラスメントを行ったとする訴えがあった場合に行われる、当該行為の有無等に係る調査等に関する行政文書を対象とするもので

あるが、この種の行政文書は、実施機関が当該調査の過程で作成又は取得するという性質を持つ文書である。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、校長が審査請求人に対しパワーハラスメントを行ったとして調査が行われたか否か（以下「本件校長に係る存否情報」という。）及び審査請求人が校長からパワーハラスメントの被害を受けたとして調査が行われたか否か（以下「本件審査請求人に係る存否情報」といい、「本件校長に係る存否情報」と「本件審査請求人に係る存否情報」を総称して「本件対象情報」という。）を示すことになると認められる。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件開示請求1に係る条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件非常勤講師に係る辞令書の控えに記載された非常勤講師（以下「本件非常勤講師」という。）の辞令年月日について、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件非常勤講師の辞令年月日は、個人の経歴に関する情報であるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

実施機関は、本件非常勤講師の辞令年月日は、実施機関において公にする慣行はなく、公にすることを義務付ける法令等の規定もないことから同号ただし書アに掲げる情報には該当せず、同号ただし書イにも該当しない旨主張している。

これに対し、審査請求人は、非常勤講師は公共性が高く、辞令年月日も含め新聞やWeb上で公開される旨主張している。

そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、新聞やWeb上で非常勤講師の異動について公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

したがって、本件非常勤講師の辞令年月日は、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イにも該当しないことは明らかである。

また、同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、辞令年月日は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに掲げる情報には該当しない。

以上のことから、本件非常勤講師の辞令年月日は、条例第7条第2号に規定する

不開示情報に該当する。

(2) 本件開示請求2に係る存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により不開示とした旨を主張している。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件校長に係る存否情報は、校長が審査請求人に対してパワーハラスメントを行ったとして調査が行われたか否かという特定の個人に関する情報であることから条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

本件校長に係る存否情報については、公にする法令等の規定はないと認められる。また、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件校長に係る存否情報と同種の情報について公にしたことはないと説明していることから、実施機関において、本件校長に係る存否情報を公にする慣行はなく、公にすることが予定されている情報でもないとして認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イについては、公にすることにより害されるおそれがある個人情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等を保護するための公益が優越すると認められる個人情報については開示すべき旨規定していると解されているが、本件校長に係る存否情報を明らかにする必要があるとは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

さらに、同号ただし書ウについて、パワーハラスメントは、職務遂行の過程において発生する行為であるが、本件校長に係る存否情報が明らかになった場合、校長がパワーハラスメントを行ったとする訴えがあったか否かが分かることから、校長の公務員としての立場を離れた個人としての名誉や信用に関わる情報が明らかとなり、それにより校長の私生活等に影響を及ぼすおそれがあると認められるため、本件存否情報は、校長の私事に関する情報であると考えらるべきであり、校長の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

したがって、本件校長に係る存否情報は同号ただし書ウに該当しない。

これらのことから、本件校長に係る存否情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

以上のことから、本件校長に係る存否情報を明らかにするだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、本件審査請求人に係る存否情報の条例第7条第2号該当性を判断するまでもなく、本件対象情報は条例第10条に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 3年 6月 10日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 3年 12月 24日 (第 257回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 4年 3月 31日 (第 258回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 4年 5月 27日 (第 259回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 4年 7月 6日 (第 260回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 4年 11月 22日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院工学系教授 (住生活・住環境学)	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほそみ みえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	